

観光産業

エチオピアは世界中から訪れる観光客に満足してもらえる国です。独特の歴史的遺産や文化的遺産、壮大な景色、驚くほど涼しい気候、色とりどりの草木、考古学的に貴重な遺蹟に恵まれ、人々はホスピタリティにあふれています。北部の観光ルートは「歴史を巡るルート」として知られており、エチオピアで最も重要な観光地が連なっていますが、エチオピアには豊富に観光スポットがあり、文化的ツアーや学習的ツアー、フォト・サファリ、ハンティング・サファリ、バード・ウォッチング、ラフティングなどの川遊び、砂漠のトレッキング、登山、エコツアーなどの大きな潜在力があります。涼しい気候と数多い温泉を利用した医療観光も大きな将来性を秘めた新しい形のツアーです。旅行業者もここ数年で相当数増加しています。

アフリカ連合（AU）やアフリカ経済委員会（ECA）といった国際組織がアディスアベバに置かれているため、カンファレンス観光ははかり以前から活発に行われています。

ホテルの客室数はここ数年で急速に増加しており、主要な観光地では旅行客用の宿泊施設がすでに整っていますが、改築や建設もいたるところで行われています。旅行産業は政府の政策環境を整備する取り組みの結果として成長しており、星付きの認定をうけたエコツアーや各国専門料理店、一流のツアー運営など、旅行産業には大きな機会が存在します。海外投資家は直接投資またはエチオピア人とのジョイントベンチャーを通じて、こうした機会を最大限に生かすことができるでしょう。また、国内各地で行われている星付きの認定を受けたホテルやリゾートホテルの建設もこの部門の機会となっています。エチオピアは実にコントラストと極致に富んでおり、人里から離れた野生の自然の土地には、まだ手つかずの観光スポットが数多く存在します。



鉱業

エチオピアには鉱石の採掘・開発にすばらしい投資機会があります。地質学的調査で、幅広い鉱物資源が存在する可能性のある地質学的環境があることがわかりました。鉱物省によると、エチオピアには相当量の金、タンタル、プラチナ、ニッケル、カリ、ソーダ灰の堆積があり、建築用、産業用の鉱物としては、大理石、花崗岩、石灰岩、粘土、石膏、宝石用原石、鉄鉱石、石炭、銅、シリカ、珪藻岩などがあります。地熱エネルギーも相当量が存在しており、また、化石エネルギー資源については、オガデン、ガンベラ、青ナイル、南リフト渓谷といった堆積盆地での石油と天然ガスの探査と開発に大きな投資機会が存在します。個人や国内、海外の投資につながる環境整備も含め、状況の改善が計画的に行われています。どの種類の鉱物であ

っても個人投資家に対する資源開発の制限はありませんが、最も大きな将来性があるのは金とレアメタル、石油、貴金属や卑金属、工業鉱物、規格寸法の切石（大理石、花崗岩）となります。海外の発掘会社に発行した採掘、探査、発掘の許可書は2008年度で累積117億ブルにも達し、うち石油への投資は5億960万ブルにのびります。輸出された鉱物の種類別の割合をみると、2008年度でタンタライト濃縮物が98%、次に金1.7%、宝石用原石0.3%となっています。許可書の申請手続き、鉱物事業に関する法規、鉱物部門への投資機会の促進は、鉱物省の管轄となっており、省内では鉱物事業部が海外投資家の発掘許可書申請の担当となります。州政府は国内投資家を対象とした発掘許可書を発行する権限を有しています。



水力発電

エチオピアの再生可能エネルギーおよび再生不可能エネルギーの将来性は大きく、採算性のある水力発電の潜在性は45,000 MWになると見込まれています。また、地熱エネルギーによる発電も大きな将来性があります。9本ある主要河川は水力発電に適しています。民間セクターは資本制限なく、すべての資源を利用した電力発電事業に参加することができますが、「国内統合送電網」を利用した電気の送電と供給は、政府にのみ許可されています。国内、国外を問わず個人投資家には、オフグリッドでの送電や配電が許可されていますが、さらに、大口発電を行ってエチオピア電力公社（EPCO）と電気購入の契約を結び、送電網を利用して送電・配電することが大いに奨励されています。

- 中等学校
- 科学技術大学
- 経営・マーケティングの大学
- 医学学校
- 情報通信技術機関
- 職業訓練および技術研修センター
- 観光産業に関する研修センター

政府は品質向上に関する一括法案を採択し、国内の教育の質向上を目的として実施中です。

情報技術および通信技術

情報通信技術の開発は投資家にとって大きな利益を生む投資となり、大いに奨励されています。

社会福祉

エチオピアへの外国直接投資の将来性には、上記のほか社会福祉があります。国外または国内投資家は直接投資またはエチオピア人とのジョイントベンチャーを通じて、こうした機会を最大限に生かすことができるでしょう。

保健サービス

医療サービスは国外投資家にとって投資機会のある分野です。以下のような分野が、独自の建物を建設することで投資機会となる分野です。

- 総合病院
- 専門病院

国民の医療機関へのアクセスを示す指標となる医療サービスの普及率は増加していますが医療サービス施設は、国際的標準からみると十分行き渡っていないといえます。

教育サービス

エチオピアは世界的に評価の高い教育機関、大学、研修センターの誘致に積極的に取り組んでいます。以下の分野は海外投資家が独自の建物を建設することで投資機会となる分野です（職業訓練センターおよび研修センターを除く）

建設業務

エチオピアの建設業務には大きな投資機会があり、特に道路、住居、低価格住宅を含む商業用建物、工業用建物などがあります。政府は国内経済の発展に対する道路部門の重要性を認識し、国内の道路網の整備には特に注目しています。海外投資家の投資機会は以下のような幅広い分野で存在します。

- 第1等級総合建設請負業者（GC1）
- 第1等級建築請負業者（BC1）
- 第1等級道路建設請負業者（RC1）
- 第1等級専門請負業者（G1）
- 井戸の掘削（G1）
- 鉱物探査ボーリング（G1）





IV 法的枠組み

法制度および裁判制度

エチオピアでは憲法が最高法規であり、国内すべての法律に優先されます。法制度は民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、海事法を含め、成文法に基礎をおいており、布告された法は官報（「ネガリット・ガゼタ」）で公布されます。裁判所はエチオピアの法規とともに国際的に認められた正義の原則に則って司法を執行します。訴訟を起こせるのはエチオピア人に限られています。外国人は証人として裁判所に出廷する権利を有しています。その場合、外国人は裁判所が指名した通訳を通じて発言することが許されています。1960年発効の商法では、エチオピアで商業活動を行うための法的枠組みが規定されています。憲法第40章により、全ての国民は私有財産の取得、使用、処分を含めた所有権が確保されており、投資に関する布告（769/2012）では、国外投資家に住居やその他の投資に必要な不動産を所有する権利が認められています。政府は法に厳格に準拠し、公益を目的として財産を没収することができますが、相当額の補償を行わなければならないとされています。投資に関する布告（769/2012）では、没収または国有化に対する對抗策を投資家に保証しており、公益のために没収または国有化される私有財産の「現行の市場価値に相当する」補償の前払いが定められています。エチオピアは世界知的所有権機構（WIPO）、多国間投資保証機関（MIGA）に加盟しているとともに、多数の国と二国間投資協定（BIT）ならびに二重課税協定（DTT）を結んでいます。（別紙5）

制度的枠組み

2012年公布の投資に関する布告、2012年発効の投資優遇および国内投資家保護分野に関する規則が、エチオピアでの国内、国外投資に対する法的枠組みとなります。エチオピア投資庁（EIA）は自治政府機関で、投資委員会に対して報告義務があり、委員会は産業界を議長としており、エチオピア投資庁は委員会の一員である長官を長としています。エチオピア投資庁は最近、海外直接投資のさらなる促進と投資家に対するサービス向上を目的として再編成されています。投資庁の主な活動と投資庁が提供しているワンストップサービスには次のようなものがあります。

- 国外、国内投資家に対するエチオピアの投資機会と条件の宣伝促進
- 納税者識別番号（TIN）、投資許可、営業許可、建設許可の発行
- 通常定款、付属定款の公証、修正
- 商業登記済証の発行、更新、修正、差し替え、取り消しなどの発効
- 商号または会社名の登録、修正、差し替え、取り消しなどの発効
- 労働許可の発行、更新、差し替え、停止または取り消し
- 建設請負業者の等級付け
- 技術移転契約、国内投資家と国外企業の輸出志向非資本的提携契約の登録
- 他国との二国間投資促進および保護協定の交渉、政府承認を得た上の協定の締結
- 投資家にとって魅力ある投資を創造するために必要な政策に関する、政府への助言

投資庁はその他に、投資家の要請に応じて土地や設備（水道、電気、通信サービス）の取得、ローン、居住許可などの手続き、投資事業の環境影響評価の承認などの業務を行っています。

登録

国外投資家は事業ごとに200,000米ドルの最低資本金が必要です。ただし、国外投資家が国内投資家とパートナーシップを結んでいる場合は、必要な最低資本金は事業ごとに150,000米ドルとなります。

国外投資家が建設業、土木業または土木に関連する技術相談業務、技術調査・分析、出版業の分野に投資する場合の最低準備金は100%国外資本の企業は100,000米ドル、エチオピア国内のパートナーとのジョイントベンチャーに投資する場合は50,000米ドルとなっています。国外投資家が既存の企業からの収益または分配金を再投資する場合、資本を割り当てる必要はありません。個人投資家は100%の持分所有権を持った個人経営者として投資することも可能です。政府とのジョイントベンチャーとして投資できる分野は武器および兵器の製造と電気通信サービスになり、その他の分野については、エチオピア国籍の個人、または企業とのジョイントベンチャーが法的に奨励されています。また、エチオピアで法人化された会社組織や地方に登録された支社、または関連する法にしたがって設立された公営企業、協同組合に対して投資することも可能です。（政府およびエチオピア人投資家に制限された分野の一覧は別紙1を参照してください。）国外投資家はまず、適切に記

入された申請書と必要文書を提出し、投資許可を受けることが義務付けられています。(エチオピア投資庁の業務、それぞれの業務の交付時期、手数料の一覧は別紙7を参照してください。)

個人で投資を行う場合

- 代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 有効なパスポートの本人確認または国内投資家の身分を証明する認可証のページに関連するページのコピー
- 統括責任者の最近の写真(パスポートサイズ)2枚

企業が商業登記する場合

エチオピアで新たに実行可能なベンチャーを設立するための申請となりますので、海外投資家の申請には以下の文書を提出する必要があります。

- 企業の代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 通常定款および付属定款の草案
- 各株主の有効なパスポートのコピーもしくはIDカード、または国内投資家の身分を証明する認可証のコピー、および統括責任者の最近の写真(パスポートサイズ)2枚
- エチオピア投資庁が求める投資家の財務状況、または身分、または略歴を証明する文書
- 株式会社でない場合は、企業が資金提供する現金資本が封鎖預金に預け入れられていることを証明する銀行取引明細書、および現物出資に関連する適切な文書(布告No. 686/2010)
- 株式会社の場合は、企業の引き受ける株の額面価格の1/4以上の金額が封鎖預金に預け入れられていることを証明する銀行取引明細書(布告No. 686/2010)

支社を商業登記する場合

エチオピアで支社を設立するための申請となりますので、申請には以下の文書を提出する必要があります。

- 本籍国における法的に有効な法人設立認可証
- 通常定款および付属定款の公正証書

- 企業としてエチオピアに投資する意志および投資目的に割り当てられる資本金額を明言した決議書
- エチオピアにおける指名代理人への委任状およびその代理人の写真(パスポートサイズ)2枚
- エチオピア投資庁の請求による投資家の財務状況、または身分、または略歴を証明する文書

上記の正式な文書すべてと適切に記入された投資申請書を受理した後、投資許可証と法人登記済証は3時間以内に発行されます。

エチオピアで法人化された企業組織が投資を行う場合

エチオピアで法人化された企業組織による申請となりますので、海外投資家の申請には以下の文書を提出する必要があります。

- 企業の代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 通常定款および付属定款のコピー
- 各株主の有効なパスポートもしくはIDカードのコピー、または国内投資家の身分を証明する認可証のコピー
- 組織が企業内に存在する場合は、親会社の通常定款および付属定款またはそれに準ずる文書のコピー、本国の法的に有効な法人設立認可証、およびエチオピアへの投資を組織の意志として明言した議事録の認証が必要です。

展開または拡大の申請

既存の企業を拡大または展開する申請となりますので、海外投資家は以下の文書を提出する必要があります。

- 代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 申請者が個人経営主である場合は有効なパスポートまたはIDカードのコピーまたは国内投資家の身分を証明する認可証のコピー、および最近の写真(パスポートサイズ)2枚
- 申請者が事業会社である場合は通常約款および付属定款、および統括責任者の最近の写真(パスポートサイズ)2枚
- 各株主の有効なパスポートもしくはIDカードのコピー、または国内投資家の身分を証明する認可証のコピー
- 組織が企業内に存在する場合は、親会社の

通常定款および付属定款またはそれに準ずる文書のコピー、本国の法的に有効な法人設立認可証、およびエチオピアへの投資を組織の意志として明言した議事録

- 既存の企業の有効な営業許可証のコピー
- 事業の実行可能性調査書のコピー

海外投資家の居住許可は、投資許可証を提出することで、入国および国籍事務管理局が発行します。企業または支社の株主となっている海外投資家および就労許可を持っている駐在スタッフも居住許可を受ける資格があります。

土地の割当て

エチオピアでは土地は公共資産となっており、個人、企業、その他の組織は土地の使用権を有するだけとなっています。賃貸またはリースを目的とした土地は大きく2種類に分類されます。農村部の土地と都市部の土地農村部の土地は主に農業を目的として賃貸されます。現在、農業の潜在性がある土地がおよそ1155万haあり（表III.1.）、農村部の土地の賃貸料は一般的に低額です。肥沃な土地の投資利用には政府は強く関与しており、農業省は農業に投資する個人投資家に対して技術的に支援する責任を負っています。支援には5000ha以上の土地の提供をはじめ、情報、技術サポート、その他の公共サービスの手助けなど多岐にわたります。都市部の土地は産業目的とその他の活動目的に分類されます。産業目的の土地は政府も力を入れており、必要なインフラ設備（道路、電力、水道、電話）が主要な都市や市街で整備され、国の急速な産業化の後押しをしています。産業地帯にある産業目的の土地は、固定金額で投資家に割り当てられており、輸出志向の産業を目的とした土地は固定金額より低い金額で提供されます。エチオピア投資局（EIA）は国内全土において、海外直接投資事業を目的とした割当てを潤滑に行う権限を委託されています。その他の活動を目的とした都市部の土地は入札形式で利用でき、入札価格は需要によってさまざまです。都市部および農村部のリース料および賃貸料は土地の所在地、投資の種類、土地の等級によって異なります。土地は担保の設定や売却はできませんが、その土地のリース価格または賃貸価格と固定資産に対して抵当権を設定したり第三者に譲渡することが可能です。

投資に関する優

遇措置

税制上の優遇措置

連邦政府内閣規則No. 270/2012では、投資優遇措置の対象となっている分野が規定されています。

A) 関税

民間投資を活性化させ、エチオピアに海外の資本および技術の流入を促すために、製造、農業、農産業、電気の発電、送電、供給、情報通信技術開発、ホテルおよび観光業、建設請負、教育および研修、ホテルサービス、建築および土木事業、技術検査および分析、資本財のリース、LPGおよびビチューメンの輸入といった部門で優遇対象となる新規事業、または拡大事業に取り組んでいる投資家（国内、海外を問わず）には関税が免除されています（別紙3）。

- すべての工場、機械装置、建設材料といった資本財について、輸入品に課税される関税およびその他の税の支払いが100%免除されます。
- 輸入された資本財が関税免除対象品である場合、その資本財の総額15%以下に相当する額の交換部品が関税の支払いを免除されます。
- 関税免除の対象となった投資家は、事業開始日から5年間、交換部品が免税で輸入できます。
- 免税優遇の対象となった投資家がエチオピア国内の製造業者から資本財または建築材を購入した場合、商品の製造に必要な材料として使用する原料または部品について徴収された関税が返金されます。
- 輸入品に課税される関税およびその他の税を支払うことなく輸入された投資資本財は、他の投資家に譲渡される場合でも同様の優遇措置を受けることができます。

B) 所得税の免除

投資家が新規に製造業、農産物加工業、農産物製造業、発電および電気の供給、情報通信技術の開発（別紙4）を起こす場合、

- 新たな企業を設立する場合は、別紙4にあるとおり、所得税が免除されます。
- 投資家が次の場所で新たに企業を設立する

場合、

- 1) ガンベラ
- 2) ベニシャルグル・グムズ
- 3) アファール（ただし、アワッシュ川の両岸から15km以内の範囲を除く）
- 4) ソマリ
- 5) グジおよびボラナゾーン（オロミア州）
- 6) 南オモゾーン、セゲン地域（デラシエ、アマロ、コンソ、ブルジ）民族ゾーン、ベンチマジゾーン、シェカゾーン、ダワロゾーン、カッフアゾーン、コンタおよびバスケット特別郡（南部諸民族州）

別紙4にある所得税免除期間の満了後、3年間連続して所得税が30%免除されます。

- 投資家が達成可能な生産能力やサービス能力を50%以上向上させて既存の企業の規模を拡大または展開する場合、または、新しい品目の製品やサービスを既存の企業のものより100%以上導入する場合、別紙4にある期間、所得税が免除されます。
- 投資家が製品やサービスの60%を輸出する場合、または輸出業者に供給する場合、所得税免除の期間がさらに2年間延長されます。

税制上以外の優遇措置

税制上以外では、輸出品を生産するために投資を行うすべての輸出業者は、投資事業に必要な機械や装置をサプライヤーズクレジットで輸入できる優遇措置がとられています。

欠損金の繰越

所得税の免除期間に欠損金が生じた企業は、免税期間終了後に免税期間の1/2の期間、欠損金を繰り越すことが認められています。欠損金を繰り越す期間を計算する上で、半年間が所得税の課税期間であるとみなされます。所得税免税期間に生じた欠損金は所得税課税期間を5回超えて繰り越すことはできません。

すべての輸出業者を対象とする税制上の優遇措置は以下のとおりになります。

- 少数の例外製品を除き（例：半加工の皮革 - 150%）エチオピアからの輸出品には輸出税は課税されません。
- **関税払い戻しスキーム**：投資家は、輸入品ならびに輸出品の生産に使用するエチオピア国内で購入した原材料に課税される関税およびその他の税の支払いを免除されます。関税およびその他の税は、完成品の輸出後100%払い戻されます。
- **バウチャースキーム**バウチャーとは、金銭的価値を持った印刷物で、原材料の輸入に課税される関税およびその他の税の代わりとして使用され、輸出業者もバウチャースキームの受益者となっています。
- **保税工場スキーム**
バウチャースキームの対象ではないが、保税品の許可を取得している生産者は原料を免税で輸入するのにあたって、保税工場を営営することが認められています。

税制上以外の優遇措置

すべての輸出業者を対象とする税制上以外の優遇措置は以下のとおりになります。

- 輸出業者は将来の企業運営に備えて、輸出で得た外貨の20%以内を銀行口座に保持し預金することが認められており、エチオピア国営銀行の輸出価格規制の対象にはなりません。
- 輸出加工に携わる企業は、フランコ・ヴァルター方式による原料の輸入が認められています。
- 現在、取引先が債務不履行に陥った場合に輸出業者が海外に発送した商品の代金を確実に受け取ることができるようにする輸出信用保証制度が施行されており、輸出業者はこの制度を利用して事業のリスクを軽減し、価格の競争力を維持することができます。

輸出に関する優遇措置

資金の送金

税制上の優遇措置

海外投資家は、次のような方法で交換可能な外貨をエチオピアから送金する権利が与えられています。

- 利益と配当
- 外債の元利金の支払い
- 技術移転契約に関連した支払い
- 業務提携契約に関連した支払い
- 企業の売却または清算による代金

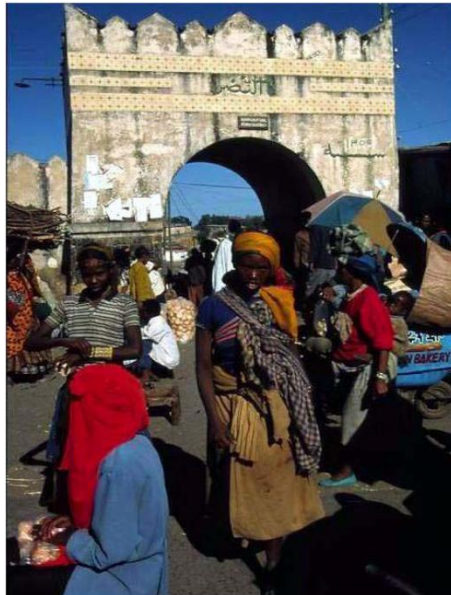


- 投資家に対する報酬の支払い
- 企業の株式または所有権の一部を国内投資家に売却または移譲したことによる代金

民営化

民営化プログラムは特に農業、製造業、ホテルおよび観光の部門で、個人の海外、国内いずれの投資家にも巨大な機会となります。公営の企業の民営化は入札制度によって行われ、エチオピア民営化および公営企業監督局（EPPESA）が、民営化プログラムの実行を担当しています。

現在、EPPESAはエクイティ、ジョイントベンチャー、リース契約、管理契約など、さまざまな方法で公営企業の民営化に取り組んでおり、公営企業を民間セクターに移譲する際には、ラジオ、テレビ、新聞で公募が周知されて、関心のある投資家は誰でも入札に参加することができます。条件を満たしている買い主は入札書類を記入し、庁に提出する必要があります。庁は最高入札者に通知し、売買契約を結んで買い主に企業を譲渡します。企業を拡大または展開する場合の必要な最低資本金および優遇措置については、民営化される企業にも投資法が適用されます。



別紙 I

制限

以下の分野は国内投資家に制限されています。

1	<p>政府のみに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便業務（国際宅配便を除く） 国内統合送電網（Integrated National Grid System）を利用した電力の電送および供給 客席数50席以上の航空機を使用した旅客航空輸送サービス
2	<p>政府とのジョイントベンチャーに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 武器および兵器の製造 電気通信サービス
3	<p>国内投資家のみに制限されている分野</p> <p>A. 取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 生豆、チャット、油糧種子、豆類、貴石、天然の林業製品、市場で購入した皮革、投資家が飼育していない生きたままの羊、ヤギ、ラクダ、馬、畜牛 輸入貿易（LPGおよびピチューメンを除く） 卸売業（石油の供給および石油副製品、海外投資家の自国で生産された製品の卸売業を除く） <p>B. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> アイスクリーム、ケーキ製造 プラスチック製レジ袋製造 布地、毛糸、織物、アパレル、その他の織物製品の漂白、染色、縮織、サンフォライズ加工、シルケット加工、糊付けなどの仕上げ 仕上げ段階以前の皮革のなめし セメント製造 粘土およびセメント製品の製造 第1等級未満のツアー運営 第1等級未満の建設、井戸および鉱物探査掘削会社 独自の建物を建設し幼稚園、初等および中等教育を行うこと 独自の建物を建設して診断センターサービスを行うこと 独自の建物を建設して診療サービスを行うこと 資本財のリース（動力車は除く） 印刷業
4	<p>エチオピア国民のみに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業、保険業、マイクロクレジットおよび貯蓄の取扱い 放送業およびマスメディアサービス 弁護士業および法律相談業務 エチオピア原産の伝統薬の製剤 広告、プロモーション、翻訳作業 客席数50席までの航空機を使用した国内旅客航空輸送サービス and 梱包、転送、発送の代理サービス

別紙 II

関税が免除となる投資分野

次の投資分野は資本財および建築材が関税免除対象となっています。

1	製造業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品産業 2. 飲料産業 3. 織物・織物製品産業 4. 原皮・皮革製品産業 5. 木製品産業 6. 紙・紙製品産業 7. 化学薬品・化学製品産業 8. 基礎薬品産業・薬剤産業 9. 天然ゴム・プラスチック製品産業 10. その他の非金属・鉱産物工業 11. 卑金属工業（鉱物採掘を除く） 12. 金属製品工業（機械および設備を除く） 13. コンピューター・電子工学および光学製品工業 14. 電気製品産業 15. 機械器具工業 16. 車両・トレーラー・セミトレーラー産業 17. 事務所用・家庭用調度品の製造 18. その他の設備の製造 19. 農業に関連した統合生産
2	農業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作物の生産 2. 家畜の生産 3. 混合農業（家畜と作物） 4. 林業
3	情報通信技術（ICT）
4	発電、送電、および電力の供給
5	ホテルおよび観光業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 星付きホテルおよびリゾート、モーテル、ロッジ、レストラン 2. 第1等級観光運営
6	建設請負業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1等級の建設、井戸および鉱物の探査、掘削の請負
7	不動産開発
8	教育および研修
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自のビルを建設して中等および高等教育を行うこと 2. 技術研修および職業訓練サービス（スポーツを含む）
9	医療サービス
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の建物を建設して病院サービスを行うこと
10	建築および土木作業およびそれに関連する技術的サービス、技術検査および分析
11	出版業
12	輸入業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. LPGおよびビチューメンの輸入
13	輸出貿易
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出貿易（生豆、チャット、油糧種子、豆類、貴石、天然の林業製品、市場で購入した皮革、投資家が飼育していない生きたままの羊、ヤギ、ラクダ、馬、畜牛を除く）
14	卸売業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石油の供給および副製品、自社製品

別紙 III

関税が免除となる投資分野

次の投資分野は資本財および建築材が関税免除対象となっています。

1	製造業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品産業 2. 飲料産業 3. 織物・織物製品産業 4. 原皮・皮革製品産業 5. 木製品産業 6. 紙・紙製品産業 7. 化学薬品・化学製品産業 8. 基礎薬品産業・薬剤産業 9. 天然ゴム・プラスチック製品産業 10. その他の非金属・鉱産物工業 11. 卑金属工業（鉱物採掘を除く） 12. 金属製品工業（機械および設備を除く） 13. コンピューター・電子工学および光学製品工業 14. 電気製品産業 15. 機械器具工業 16. 車両・トレーラー・セミトレーラー産業 17. 事務所用・家庭用調度品の製造 18. その他の設備の製造 19. 農業に関連した統合生産
2	農業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作物の生産 2. 家畜の生産 3. 混合農業（家畜と作物） 4. 林業
3	情報通信技術（ICT）
4	発電、送電、および電力の供給
5	ホテルおよび観光業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 星付きホテルおよびリゾート、モーテル、ロッジ、レストラン 2. 第1等級のツアー運営 3. 第1等級未満のツアー運営
6	建設請負業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1等級の建設、井戸および鉱物の探査、掘削の請負 2. 第1等級未満の建設、井戸および鉱物の探査、掘削の請負
7	教育および研修
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の建物を建設し幼稚園、初等および中等教育を行うこと 2. 独自のビルを建設して中等および高等教育を行うこと 3. 技術研修および職業訓練サービス（スポーツを含む）
8	医療サービス
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の建物を建設して診療サービスを行うこと 2. 独自の建物を建設して病院サービスを行うこと 3. 独自の建物を建設して病院サービスを行うこと
9	建築および土木作業およびそれに関連する技術的サービス、技術検査および分析
10	資本財のリース（動力車のリースは除く）
11	輸入業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. LPGおよびビチューメンの輸入

別紙 IV

No. 所得税が免除となる投資分野 次の投資分野は所得税の免除対象となっています。			
	投資分野	アディスアベバおよび アディスアベバ周辺 オロミア特別区	その他の地域
1	製造業		
	1. 食品産業	1年間から5年間まで	2年間から6年間まで
	2. 飲料産業	1年間から3年間まで	2年間から4年間まで
	3. 織物・織物製品産業	2年間から5年間まで	3年間から6年間まで
	4. 皮革・皮革製品産業（仕上げ段階以前の皮革のなめしを除く）	5年間	6年間
	5. 木製品産業	2年間	3年間
	6. 紙・紙製品産業	1年間から5年間まで	2年間から6年間まで
	7. 化学薬品・化学製品産業	2年間から5年間まで	3年間から6年間まで
	8. 基礎薬品産業・薬剤産業	4年間または5年間	5年間または6年間
	9. 天然ゴム・プラスチック製品産業	1年間から4年間まで	2年間から5年間まで
	10. その他の非金属・鉱産物工業（アディスアベバおよびアディスアベバ周辺でのセメント製造、および、アディスアベバならびにその他の地域での粘土およびセメント製品の製造を除く）	1年間から4年間まで	2年間から5年間まで
	11. 卑金属工業（鉱物採掘を除く）	3年間から5年間まで	4年間から6年間まで
	12. 金属製品工業（機械および設備を除く）	1年間または3年間	2年間または4年間
	13. コンピューター・電子工学および光学製品工業	2年間から4年間まで	3年間から5年間まで
	14. 電気製品産業	2年間または4年間	4年間または5年間
	15. 機械器具工業	5年間	6年間
	16. 車両・トレーラー・セミトレーラー産業	2年間から5年間まで	3年間から6年間まで
	17. 事務用家庭用調度品製造業（陶磁器製品の製造を除く）	1年間	2年間
	18. その他の器具製造業（宝石および関連商品、楽器、スポーツ用品、ゲーム・玩具およびその他類似品）	1年間	2年間
	19. 農業に関連した統合生産	4年間	5年間
2	農業		
	1. 作物の生産（アディスアベバおよびアディスアベバ周辺での繊維作物、中期の香辛料、香料作物または薬用作物、多年生果実、飲料用作物、その他の多年生作物の生育を除く）	2年間または3年間	3年間から6年間まで
	2. 家畜の生産（野生動物の飼育、アディスアベバおよびアディスアベバ周辺での牛乳、鶏卵、およびそれに類似した製品の生産を除く）	2年間または3年間	3年間または4年間
	3. 混合農業（家畜と作物）	3年間	4年間
	4. 林業	8年間	9年間
3	情報通信技術	4年間	5年間
4	発電、送電、および電力の供給	4年間	5年間

別紙V

No.	エチオピアは以下の国々と二カ国間投資協定および二重課税回避協定を締結しています。
-----	--

28 二カ国間投資協定 (BIT) 28か国 1994~2009

協定相手国	協定相手国
アルジェリア	クエート
オーストリア	リビア
ベルギーおよびルクセンブルグ	マレーシア
中国	オランダ
デンマーク	ロシア
エジプト	南アフリカ
赤道ギニア	スペイン
フィンランド	スーダン
フランス	スウェーデン
ドイツ	スイス
インド	チュニジア
イラン	トルコ
イスラエル	イギリス
イタリア	イエメン

18 二重課税回避協定 (DTT) 18か国 1996~2008

協定相手国	協定相手国
アルジェリア	ルーマニア
チェコ共和国	ロシア
中国	セイシェル
エジプト	南アフリカ
フランス	スーダン
インド	チュニジア
イスラエル	トルコ
イタリア	イギリス
クエート	イエメン

別紙VI

外国人投資家に有用な情報

健康条件

すべての外国人投資家は入国前に有効な黄熱病の健康診断書を所有している必要があります。また、エチオピア入国前の6日以内にコレラに罹患したか、コレラが発生した土地に滞在した人は、コレラの予防接種を受けることが義務付けられています。

ビザおよび入国要件

エチオピアに入国する外国人（ケニアまたはス

ーダン国籍を除く）はすべてビザが必要です。ビザはエチオピアの在外公館で発行しています。ただし、以下の33か国についてはエチオピア入国時に観光ビザを取得することが認められています。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、大韓民国、クエート、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア連邦、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、イギリス、アメリカ

祝祭日

祝祭日はエチオピア暦（ユリウス暦）に基づいて祝われ、次のようなものがあります。
2012年9月～2013年9月

月日	祝祭日	期間	備考
9月11日	新年	1	国民休日
9月27日	真の十字架発見の日（マスカル）	1	キリスト教祝日
10月26日	イード・アル・アドハー（アラファ）	1	イスラム教祝日
1月7日	エチオピア正教会のクリスマス	1	キリスト教祝日
1月19日	神現祭	1	キリスト教祝日
1月24日	預言者ムハンマドの誕生日（マウリッド）	1	イスラム教祝日
3月2日	アドワの戦い記念日	1	国民休日
5月1日	メーデー	1	国民休日
5月3日	聖金曜日	1	キリスト教祝日
5月5日	愛国者勝利の日	1	国民休日
5月5日	エチオピア復活祭	1	キリスト教祝日
5月28日	軍政終結記念日	1	国民休日
8月8日	イド・アル・フィトル（ラマダン）	1	イスラム教祝日

最大休業日数は、復活祭が常に日曜日となりますので、13日間ではなく12日間となります。

通常業務時間

政府

政府事務所は週39時間業務を行います。開庁時間は、月曜日から木曜日は午前8：30から午後5：30（昼休み12：30～1：30）、金曜日は午前11：30から午後1：30までとなっています。

銀行

ほとんどの銀行は月曜日から金曜日は午前8：00から午後4：00まで営業しており、土日も午前8：00から午後12：00まで営業しています。

店

ほとんどの店は月曜日から土曜日の午後6：00まで営業しています。店によっては、特にスーパーマーケットでは日曜日や祝日も営業しています。

別紙VII エチオピア投資庁の顧客サービス憲章

No.	業務の種類	処理時間	料金/ブル
	商標または会社名		
1.	商標または会社名の登記	4時間	100
2.	商標または会社名の修正/変更	4時間	80
3.	商標または会社名の交換または置換	1時間	50
4.	商標または会社名の廃止	2時間	50
	納税者識別番号 (TIN)		
5.	納税者識別番号の発行	2時間	無料
6.	納税者識別番号の修正/変更	2時間	無料
7.	納税者識別番号の交換または置換	2時間	無料
	通常定款および付属定款		
8.	通常定款および付属定款の公証	5時間	350
9.	通常定款および付属定款の修正/変更	3時間	156
	商業登記		
10.	商業登記の発行	3時間	100
11.	商業登記の更新	2時間	100
12.	商業登記の修正/変更	3時間	50
13.	商業登記の交換または置換	1時間	50
14.	商業登記の抹消	5時間	50
	投資許可証		
15.	投資許可証の発行		
		新規投資 3時間	600
		拡大投資 18営業日	300
16.	投資許可証の更新		
		新規投資 2営業日	200
		拡大投資 2営業日	200
17.	投資許可証の修正/変更	3時間	100
18.	投資許可証の交換または置換	1時間	100
19.	投資許可証の廃止	5営業日	無料
	営業許可証		
20.	営業許可証の発行	10営業日	100
	就労許可証		
21.	就労許可証の発行	2時間	600
22.	就労許可証の更新	1時間	500
23.	就労許可証の交換または置換	1時間	400
24.	就労許可証の廃止	2時間	無料
	その他		
25.	建築許可証の発行	5営業日	無料
26.	技術移転契約書の登録	3時間	200
27.	国内投資家および海外投資家間の輸出志向非資本的提携契約の登録	2時間	100
28.	海外投資家によって国内に持ち込まれた設備投資の登録	1営業日	無料
29.	建設請負業の等級付け	10営業日	30
30.	資本財および建設財の関税免除の許可	2営業日	無料

1米ドル = 18.44ブル (2013年4月現在)

別紙VIII

問い合わせ先

エチオピア投資庁

Addis Ababa
P.O. Box 2313
電話番号: +251-11-551 0033
ファックス番号: +251-11-551 4396
メールアドレス: ethiopian.invest@ethionet.et
ホームページ: www.ethioinvest.org

民間セクター

産業省

Addis Ababa
P.O. Box 5641
電話番号: +251-11-551 8025-29
ファックス番号: +251-11-551 4288

外務省

Addis Ababa
P.O. Box 393
電話番号: +251-11-551 7345
ファックス番号: +251-11-551 4300/ 551 1244
メールアドレス: mfa.addis@telecom.net.et
ホームページ: www.mfa.gov.et

農業省

Addis Ababa
P.O. Box 62347
電話番号: +251-11-551 8040/ 551 7354
ファックス番号: +251-11-551 1543
メールアドレス: vmoasc@ethionet.et
ホームページ: www.moa.gov.et

エチオピア税務当局

Addis Ababa
P.O. Box 2559
電話番号: +251-11-466 7666
ファックス番号: +251-11-466 8244
メールアドレス: erca@ethionet.et
ホームページ: www.erca.org.et

エチオピア国立銀行

Addis Ababa
P.O. Box 5550
電話番号: +251-11-551 7430
ファックス番号: +251-1-551 4588
メールアドレス: nbe.excd@ethionet.et
ホームページ: www.nbe.gov.et

鉱物省

Addis Ababa
P.O. Box 486
電話番号: +251-11-646 3166
ファックス番号: +251-11-646 3364
メールアドレス: information@mom.gov.et
ホームページ: www.mom.gov.et

エチオピア民営化および公営企業監督局

Addis Ababa
P.O. Box 517
電話番号: +251-11-552 1834
ファックス番号: +251-11-551 3955
メールアドレス: pesa.et@ethionet.et
ホームページ: www.ppesa.gov.et

環境保護庁

Addis Ababa
P.O. Box 12760
電話番号: +251-11-646 5007
ファックス番号: +251-11-646 4882
メールアドレス: esid@ethionet.et
ホームページ: www.epa.gov.et

貿易庁

Addis Ababa
P.O. Box 704
電話番号: +251-11-551 8025
ファックス番号: +251-11-551 5411

文化観光局

Addis Ababa
P.O. Box 1907
電話番号: +251-11-515 6711
ファックス番号: +251-11-551 2889
メールアドレス: tour-com@ethionet.et
ホームページ: www.tourismethiopia.org



財務省

Addis Ababa
P.O. Box 1905
電話番号: +251-11-155 2400
ファックス番号: +251-11-156 0124
Website: www.mofed.gov.et

労働省

Addis Ababa
P.O. Box 2056
電話番号: +251-11-551 7080
ファックス番号: +251-11-551 8396
メールアドレス: molsa.comt@ethionet.et
Website: www.mlsa.gov.et

エチオピア国営電気通信公社

Addis Ababa
P.O. Box 1047
電話番号: 251-11-551 0500
ファックス番号: 251-11-551 5777
メールアドレス: etc.commun@ethionet.et

エチオピア電力公社

Addis Ababa
P.O. Box 1233
電話番号: 251-11-155 0811
ファックス番号: 251-11-155 2345
メールアドレス: eelpa@ethionet.et
ホームページ: www.eepco.gov.et

エチオピア中央統計局

Addis Ababa
P.O. Box 1143
電話番号: 251-11-155 3011
ファックス番号: 251-11-155 0334
メールアドレス: csa@ethionet.et
ホームページ: www.csa.gov.et

民間セクター

エチオピア商工会議所

Addis Ababa
P.O. Box 517
電話番号: 251-11-551 8240
ファックス番号: 251-11-551 7699
メールアドレス: etchamb@ethionet.et

アディスアベバ商工会議所

P.O. Box 2458
電話番号: 251-11-552 8120
ファックス番号: 251-11-551 1479
メールアドレス: aachamber1@ethionet.et

エチオピア園芸生産輸出業者組合 (EHPEA)

P.O. Box
電話番号: 251-11-663 6750/663 6751
ファックス番号: 251-11-663 6753
メールアドレス: ehpea@ethionet.et

エチオピア皮革工業組合 (ELIA)

P.O. Box 12898
電話番号: +251-11-515 6144
ファックス番号: +251-11-550 8935
メールアドレス: elia@elia.org.et



展望

エチオピアをアフリカにおける主要投資先国へと成長させる力強い機関となる

使命

維持可能な経済を急速に発展させることを目的として、資源の潜在性と投資機会を広く宣伝し、投資を助長する環境を整える政策を立案、実行し、また、投資家に対して効率的なサービスを提供することで、海外、国内両方のエチオピアへの投資を強化する。

コアバリュー

顧客一人ひとりの要求を満たす効率的、効果的かつ公平なサービスの提供
私たちの持つ資源の効率的かつ効果的な活用



エチオピア投資庁
www.ethioinvest.org



デザイン：Quark Multimedia
Quark Innovative ICT Solutions Plc.
www.quarkplc.com